

令和3年12月3日

# 改正電子帳簿保存法への対応

電子インボイスへの対応も見据えて

名古屋東支部研修

名古屋学院大学名誉教授

税理士

岸田賢次

# 国の政策と、国税の電子化の動き

項目	詳細
改正電子帳簿保存法	2022年に電子データで受領した請求書等の紙での保存を認めない
インボイス制度	2023年に適格請求書保存制度と合わせて電子インボイス制度が導入される
約束手形の利用禁止	2026年に取引先に資金繰りの負担を求める取引慣行を改善するため約束手形の利用廃止
国税業務の電子化	2028年をめどに達成する予定
銀行業務の高度化	2018年に全銀EDIが稼働。2027年に向けて全銀システム更新予定
固定電話からIP電話への切替	2024年中に、固定電話網がIP電話網に切り替わる(利用者負担なし)。ただしEDI利用者は注意

下の表は「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション2.0」より引用

	必要な検討・作業	工程			
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
申請・届出 (簡素化)	手続の要否の検討	件数の多い手続から順次検討 (⇒ 必要に応じ、制度の見直しも検討)			
	必要な手続の記入項目の検討				
特例適用や 納税の状況 の確認	e-Taxのシステム改修	制度・予算等の観点から可能な ものがあれば順次改修を検討	開発	リリース	
	マイナポータルやe-Taxで確認 できる情報の範囲を検討	利用者のニーズも踏まえ順次検討	次期リプレースに 向けて一定の結論 (令和4年中)	反映	開発 → リリース 令和8年 リプレース時の 実現を目指す
相談	チャットボットの充実	利用者のニーズも踏まえ順次検討			
	タックスアンサーの改善	開発	令和4年4月リリース予定		
	プッシュ型の情報配信	利用者のニーズも踏まえ順次検討			

## 電子帳簿保存法と適格請求書等への対応

国の将来計画に従い、各政策が決まる

身近なところでは、令和4年1月1日から適用される電子帳簿保存法がある。法人税・所得税に対応するため、緊急に、電子取引データに、コストのかかるタイムスタンプを押す代わりに社内規定を作ることが必要である。

消費税法において、令和5年10月1日以降、適格請求書等として、納品書及び請求書のいずれか、または両方を選ぶことができる。(後述)

特に、消費税の税額計算では、積上げ法、割戻法により納税額が異なるが、データの管理状況に依存する。

いずれの制度でも、関係する社内部署は、経理のみではなく、営業、購買など他部門にわたるので、事前調整と周知徹底が必要となる。また、取引先の請求方式に依存する部分もあるので、相互調整も必要になる。

社内規定を作成するとき、社内各部署に影響が及ぶことを配慮して、関与先に説明をしなければならない。

# 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(法人税・所得税)

## 令和3年度税制改正大綱

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する

## 事前承認制度が廃止された(大綱を受けると事前承認は矛盾する)

電帳法第4条で規定される国税関係帳簿書類の保存方法の特例の適用に当たり、事前の所轄税務署長の承認の要件を廃止し、一定の要件の下、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録を保存する

## 国税関連帳簿の法的要件を緩和した

優良電子帳簿システムにより国税関係帳簿の作成・保存する場合、事前届け出により、事後の税務調査において当該帳簿の記載事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税を5%減免するほか一般電子帳簿の電磁的記録の保存を容認

## 国税関係書類のスキャナ保存の要件を緩和した

- ・訂正又は削除の履歴が残るシステムで保存される場合のタイムスタンプ付与を不要とする
- ・重要な書類の入力期限を「業務サイクル後速やかに入力する」期限に統一
- ・適正事務処理要件を廃止
- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

納税者の意思にかかわらず、受け取った電子取引データは保存しなくてはならない

## 電子取引データの厳格な保存が必要になった(紙での保存が認められない)

- ・検索項目を「取引年月日」「取引金額」「取引先」の3項目に限定

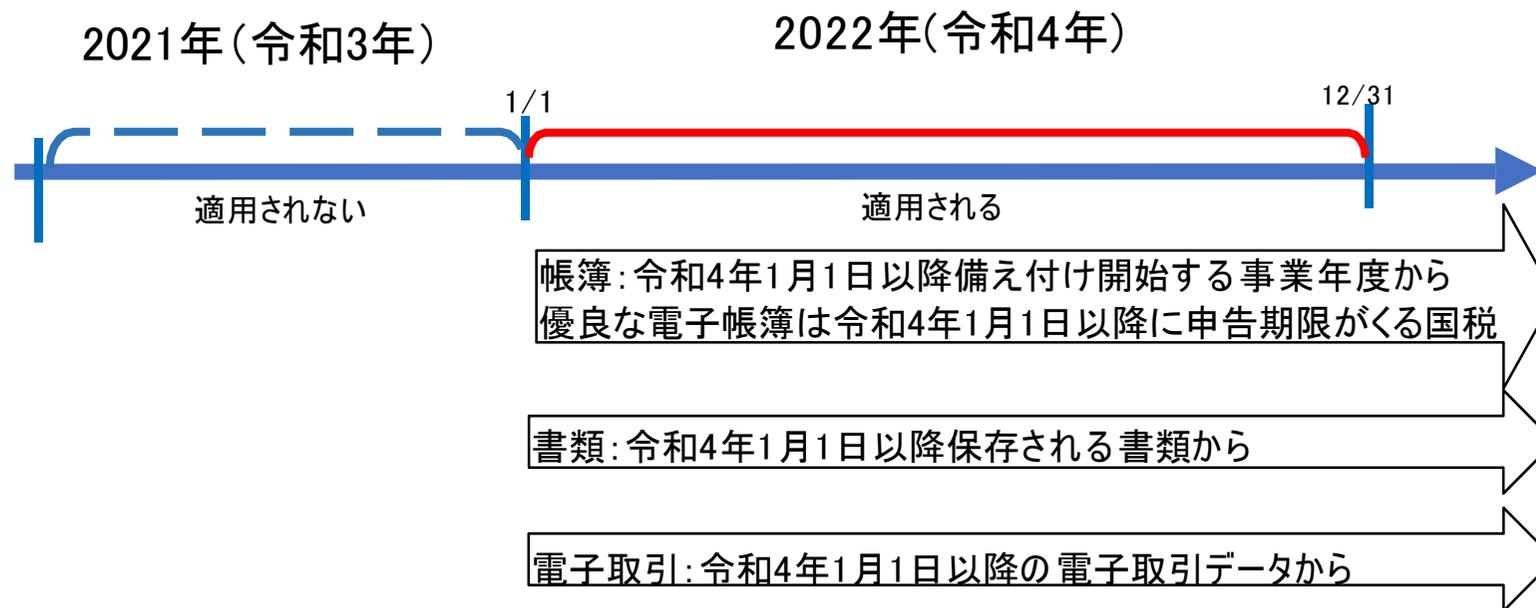
## 法令の厳格な執行と罰則の強化がはかられた

- ・国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない
- ・スキャナ保存及び電子取引データの改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課

# 令和3年電子帳簿保存法の改正法令の適用時期 (法人税・所得税関連)

## 国税関係帳簿書類及び電子取引にかかる電磁的記録の保存に関する改正

- ①帳簿データ: 令和4年1月1日以降開始する事業年度から適用
- ②書類データ及びスキャナ保存: 令和4年1月1日以後保存を行う国税関係書類から適用
- ③電子取引データ: 令和4年1月1日以後の電子取引から適用



取引データの管理体制を早く整備する: 適格請求書制度の運用で困ることになる

# 帳簿書類等の保存方法(Q&Aより引用)

【種類】	【作成方法】	【保存方法】	
<b>帳簿</b> (仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳 など)	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	オリジナルの電子データ (法4①) or COM (電子計算機出力マイクロフィルム) (法5①)
	その他 (手書きで作成など)	オリジナルの紙	
<b>書類</b> (棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書 など)	自己が一貫してコンピュータで作成	出力した紙	オリジナルの電子データ (法4②) or COM (電子計算機出力マイクロフィルム) (法5②)
	その他	オリジナルの紙	スキャンした電子データ (法4③前段) ※ 一定の保存要件等有
<b>電子取引※の取引情報</b> (取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)			オリジナルの電子データ (法7) ※ 一定の保存要件等有

【電帳法4条(5条)による保存】

【7条による保存】

※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

○ 帳簿書類の形態別保存の可否一覧（法人税関係）

区分	形態		保存年数							備考		
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目			
帳簿	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	電磁的記録		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4①		
	マイクロフィルム	COM	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5①③（※令和4年1月1日より前に備付けを開始したものの又は同日において現に4①の承認を受けているものであって、5③により保存が行われるものについては税務署長の承認が必要）		
		撮 影	×	×	×	×	×	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法（平成24年財務省告示第26号）等		
	スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	×	×	×	×	×	×	×			
適時に入力		×	×	×	×	×	×	×				
書類	注文書・請求書・契約書・領収書など	相手方発行分	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			電磁的記録		—	—	—	—	—	—	—	
			マイクロフィルム	COM	—	—	—	—	—	—	—	
		撮 影		×	×	×	△	△	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法（平成24年財務省告示第26号）等	
		電子的取引のデータ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法第7条・データにより保存しなければならない	
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	○	○	○	○	○	○	○	電子帳簿保存法4③	
			適時に入力	△	△	△	△	△	△	△		
	自己発行分（写し）	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		電磁的記録		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4②	
		マイクロフィルム	COM	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5②③（※令和4年1月1日より前に保存が行われたもの又は同日において現に4②の承認を受けているものであって、5③により保存が行われるものについては税務署長の承認が必要）	
			撮 影	×	×	×	△	△	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法（平成24年財務省告示第26号）等	
		電子的取引のデータ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法第7条・データにより保存しなければならない	
		スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力	○	○	○	○	○	○	○	電子帳簿保存法4③	
			適時に入力	△	△	△	△	△	△	△		
		欄卸表 貸借対照表 損益計算書 など	紙		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
電磁的記録			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法4②		
マイクロフィルム	COM		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	電子帳簿保存法5②③（※令和4年1月1日より前に保存が行われたもの又は同日において現に4②の承認を受けているものであって、5③により保存が行われるものについては税務署長の承認が必要）		
	撮 影		×	×	×	×	×	◎	◎	法人税法施行規則第59条第3項等に規定する保存の方法（平成24年財務省告示第26号）等		
スキャン文書	速やかに入力 業務サイクル後速やかに入力		×	×	×	×	×	×	×			
	適時に入力	×	×	×	×	×	×	×				

(注) 表中の「◎」、「○」、「△」、「×」についてはそれぞれ以下のことを示す。

「◎」は該当の帳簿又は書類の全てについて該当の形態で保存ができること。

「○」は該当の書類のうち資金や物の流れに直結・連動する書類（契約書、領収書等）について該当の形態で保存ができること。

「△」は該当の書類のうち資金や物の流れに直結・連動しない書類（見積書、注文書、契約の申込書（定型的約款のあるもの）、検収書等）について該当の形態で保存ができること。

「×」は該当の帳簿又は書類につき該当の形態での保存ができないこと。

# IPAの資料による中小企業の受発注業務の実態

## 受発注



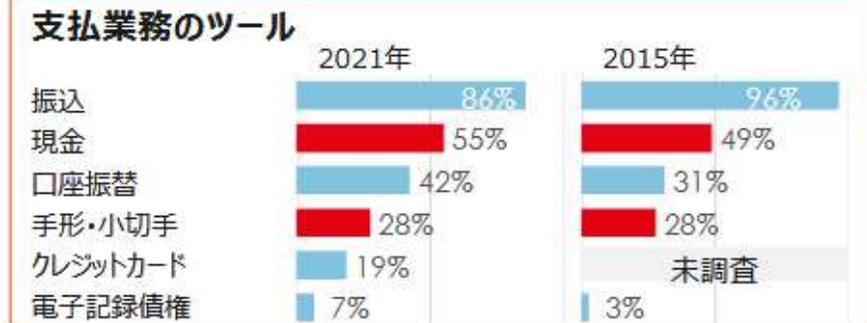
## 請求

■データ連携的手段 ■非データ連携的手段

### 経理業務のツール



## 決済



### 請求書発行のツール



### 振込の手段



### 取引先との請求書やりとり



(公財) 全国中小企業振興機関協会 2021年度下請中小企業・小規模事業者等活性化調査研究等事業 (速報値) n=2,801、回収率14.0%  
 中小企業庁「決済事務の事務量等に関する実態調査」最終集計報告書 (2015年調査; 2016年公表) n=7,328、回収率28.7%

Copyright © 2021 IPA

## 国税関係帳簿書類を電子データで保存するときの社内規定案

国は、国税関係帳簿書類についての事務手続きを明らかにした書類を備え付けることとしている(規則2条2項1号二)

\* スキャナ保存の内部統制規定を作成する は 削除されている

電子計算機処理をするときは、企業の実態に即したものを作成する必要がある Q&A問9

例示

(入力担当者)

1 仕訳データ入出力は、所定の手続きを経て承認された証票書類に基づき、入力担当者が行う。

(仕訳データの入出力処理の手順)

2 入力担当者は、次の期日までに仕訳データの入力を行う。

(1) 現金、預金、手形に関するもの 取引日の翌日(営業日)

(2) 売掛金に関するもの 請求書の発行日の翌日(営業日)

(3) 仕入、外注費に関するもの 検収日の翌日(営業日)

(4) その他の勘定科目に関するもの 取引に関する書類を確認してから1週間以内

(仕訳データの入力内容の確認)

3 入力担当者は、仕訳データを入力した日に入力内容の確認を行い、入力誤りがある場合は、これを速やかに訂正する。

(管理責任者の確認)

4 入力担当者は、業務終了時に入力データに関するデータをサーバに転送する。管理責任者はこのデータの確認を速やかに行う。

(管理責任者の確認後の訂正又は削除の処理)

5 管理責任者の確認後、仕訳データに誤り等を発見した場合には、入力担当者は、管理責任者の承認を得た上でその訂正又は削除の処理を行う。

(訂正又は削除記録の保存)

6 5の場合は、管理責任者は訂正又は削除の処理を承認した旨の記録を残す。

## 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(1) 承認制度の廃止

改正前	改正後
<p>導入を希望する時期の3ヶ月前までに税務署まで申請書の届け出を実施。申請が承認されるまでの期間は待機が必要で、認められない場合は却下通知が届く。</p> <p>社内で電子帳簿保存法の利用を計画し、電子化する要件を決定してから半年から1年程度の準備期間が必要。</p>	<p>国が求める一定の要件を満たし、さらに電子帳簿保存法に対応した機能を備えているスキャナや会計システムなどが準備でき次第、速やかに電子保存の対応が可能となる。</p> <p>その気になれば、いつでも始められる。</p>

**改正前の届け出は有効。新规定に移行したいときは取りやめの届け出が必要**  
**取りやめをしたら全部紙で保管するとの従前の規定との関係は不明**

一定の要件

国税関係帳簿のデータ保存

電帳法施行規則第3条3第1項⇒改正あり(要件緩和)

国税関係書類のデータ保存

電帳法施行規則第3条第2項⇒改正なし

国税関係書類のスキャナ保存

電帳法施行規則第3条第4～8項⇒改正あり(要件緩和)

# 国税関係帳簿の法的要件の緩和

## 従前

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、**納税地等の所轄税務署長**（財務省令で定める場合にあつては、**納税地等の所轄税関長**。以下「**所轄税務署長等**」という。）の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

## 令和3年度改正

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第四条 保存義務者は、国税関係帳簿の全部又は一部について、**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合**、財務省令で定めるところにより当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

最初の記録段階からシステムで作成する帳簿のデータであること(従前同様)

⇒手集計や手書きが含まれないこと

一部の帳簿データでも**一貫して作成されておれば電磁記録として**保存可能(ほかの帳簿は書面保存)

## 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(2) タイムスタンプの要件が緩和された

改正前	改正後
<p>国税関係書類をスキャナ読み取りした際に、受領者が自署したうえで3営業日以内のタイムスタンプ付与が不可欠。</p> <p>不正防止のため、書類を受け取ったものが署名しタイムスタンプを付与することで、それ以降はデータの改ざんがない証明とした</p>	<p>スキャナ読み取りの際の受領者の署名が不要になった。また、タイムスタンプの付与期間が3日から最長2ヶ月以内と大幅変更された。<u>さらに不正防止の策として電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムであれば、タイムスタンプ付与に代わり、クラウド保存での対応が可能になった。</u></p> <p>業務サイクル後速やかに書類の作成または受領から当該書類の入力までの各事務の処理規定を定めることが必要となる</p>

## 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(3) 適正事務処理要件の廃止

改正前	改正後
内部統制の一環として定期検査と相互けん制の適正事務処理要件の対応が必須。定期検査では原本とデータの突合作業を行うため、検査実施日まで原本の破棄ができなかった。また、事務処理担当者を相互チェックする意味合いから、2名以上での対応が求められた。ただし、税理士事務所が月次監査で確認をすれば1名でも対応できた	相互けん制、定期的な検査および再発防止策の社内規程整備を行う適正事務処理要件が廃止。定期検査まで保存が必要だった原本は、スキャナ後にすぐに破棄が可能になった。また、事務処理における相互けん制についても廃止で、1名での対応が認められた。

データの信頼性確保はできなくなった。何でもあり？になりかねないとの懸念がある

法の厳格な執行で対抗する

## 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(4) 検索要件の緩和

改正前	改正後
<p>取引年月日、勘定科目、取引金額やその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できることが必須とされた。</p> <p>日付や金額に係る記録項目に関しては、その範囲を指定して条件を設定することが求められた。</p> <p>また、2つ以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することも要件に含まれていた。</p>	<p>検索要件が取引年月日・金額・取引先のみになるなど簡素化を実現。</p> <p>保存義務者が国税庁などの要求によって電子データのダウンロードに応じることとする場合は、範囲指定や項目を組み合わせ設定する機能の確保が不要になった。</p> <p>表計算データとして保存し、検索できればOK。ただ、工数はどうするか？</p>

## 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(5) 不正行為に対するペナルティ

要件が大幅に緩和されることで、多くの企業において電子データの保存の導入が進むことが想定される。

しかし、その際に注意しなければならないのが不正行為におけるペナルティである。

導入がしやすい要件になる代わりに不正抑止の担保処置として、重加算税の加重措置が課される。

電子データに記録された事項に関して隠蔽または偽装された事実に基づいて申告し、当該データの改ざんが把握された際は、通常課される重加算税の額に10%が加重される。そのため、不正や不備を防ぐ対策や措置がこれまで以上に重要になる。

## 法令の厳格な執行と罰則の強化

国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない

- ・青色申告の承認の取り消し(法人税法第127条)
- ・連結納税の承認の取り消し(法人税法第4条の5)
- ・適格請求書等保存義務違反(改正消費税法)  
現行は電子データを印刷したのも可(やむを得ない理由で課税仕入れ可)  
…電子帳簿保存法の法令要件を順守した保存が必要

スキャナ保存及び電子取引データの改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課・・・重加算税45%

- ・スキャナ保存を行う取引書類データを改ざんして損金計上
- ・電子取引データを改ざんして損金計上

…電子帳簿保存法の法令要件だけではなく適正処理を行う処理プロセスの構築が必要  
…電子化により業務効率を図りデータによるモニタリング機能を強化

社内規定で防御しないと、リスクが高すぎる

# 国税関係帳簿書類の法的要件の緩和

財務省省令で定める一定の要件とは、以下の①から⑤について

1. 優良電子帳簿の要件…①～⑤
2. 一般電子帳簿の要件…③～⑤

優良電子帳簿:

①～⑤までの要件に従って帳簿データが作成または保存される場合の、当該システムのことをいう。

電帳法施行規則3条1項

- ①訂正削除履歴確保要件
- ②相互関連性確保要件
- ③関係書類備付け要件
- ④見読可能性確保要件
- ⑤検索機能確保要件

一般電子帳簿:

③～⑤の要件を満たす場合、書面出力・保存は不要となり、データで保存することが可能。

適用時期: 令和4年1月1日以降備え付け開始する事業年度から

国税関係書類:

③～⑤の要件を満たす場合、書面出力・保存は不要となり、データで保存することが可能。

適用時期: 令和4年1月1日以降保存する書類から適用

優良電子帳簿システムのメリット

書面に出力することなく帳簿のデータ保存が可能  
過少申告加算税が減免(5%)となる

適用時期:

令和4年1月1日以降申告期限が到来する事業年度から

適用要件:

あらかじめ所轄税務署長に届け出を行うこと  
様式や記載内容は政令公布後

国税関係書類とは、国税に関する法律の規定により保存をしなければならないと定められている書類である。貸借対照表及び損益計算書などの決算書、棚卸表などの決算関係書類、領収書や契約書、見積書、預金通帳など

# 国税関係書類のスキャナ保存の要件を緩和

## 従前

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

### 第四条

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、財務省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた国税関係書類の保存に代えることができる。

## 令和3年改正

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

### 第四条

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。

この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

- ・一部の書類のみスキャナ保存可能(ほかの書類は書面保存)
- ・財務省令の改正により要件は緩和

# スキャナ保存の法的要件【システムと機器】

## システムの要件(タイムスタンプほか)

### 従前

- ・タイムスタンプ付与機能(認定タイムスタンプに限る)
  - ・入力時情報の確認(解像度・階調・大きさ情報)
    - 書類受領者がスキャニングする場合は大きさ情報は除く(A4サイズ以下に限る)
  - ・訂正及び削除データの履歴保存及び内容確認
  - ・入力者情報の確認(入力者の直接監督者情報でも可)
  - ・証憑画像データと仕訳明細データの相互関連性確保
  - ・検索機能の確保
- (日付・金額は範囲指定・他主要項目を2以上の項目で複合条件設定)

### 令和3年改正

システム要件を満たせばタイムスタンプを不要とする(訂正削除不可のシステムに保存する場合)

検索項目の緩和 ①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②ダウンロードにより検索可能な場合は範囲指定・符号検索機能は不要

### 入力機器の要件(従前通り)

- ・解像度200dpi以上で入力
- ・スマホ等のカメラはA4で387万画素以上の解像度が必要
- ・カラー画像(赤青緑各256階調)※一般書類は白黒256階調

### 出力機器の要件(従前通り)

- ・14インチ以上のディスプレイ
- ・カラープリンター※4ポイントの文字が認識可能な製品に限る
- ・整然とした形式及び明瞭な状態で出力

# スキャナ保存の法的要件【運用体制】

## 入力期限

従前	令和3年度改正事項
重要な書類のスキャナ保存の入力期限 ・業務サイクル後速やかに入力(約67日以内に入力) ・自署後、特に速やかに入力(概ね3営業日以内) ⇒原本確認が受領者のみの場合	入力期限を業務サイクル後速やかに入力する期限に統一 (日数の解釈は約2カ月以内とされる予定) ⇒法令要件から「自署」は削除

## 適正事務処理要件

従前	令和3年度改正事項
相互けん制体制:二人以上の体制で入力すること 定期検査体制:第三者が定期的に検査を行い適正入力を確認 (サンプル検査で可) 検査後は原本廃棄可能(入力期限後の原本は保存) 改善体制:不備が発覚した場合の「報告」「原因究明」「再発防 止」の体制	適正事務処理要件の廃止 ①相互けん制体制 ②定期検査体制 ③不備の改善体制 ※スキャナ保存に係る事務処理手順を定めた社内規程の整備 は必要 ⇒適正な入力体制は必要

## 申請書作成・提出

従前	令和3年度改正事項
・所轄税務署に電帳法承認申請書(電帳法4条3項)を提出 ・申請期限は、電子保存を開始する日の3か月前 ・みなし承認後は、電子保存開始	承認制度を廃止 電帳法の法令要件に従った入力と保存が必要 ⇒電帳法の法令要件通りに保存されていない国税関係書類に 係るデータは、税法で保存すべき書類として取り扱わない

# 電子取引データ(EDIほか:電帳法2条6号)の厳格な保存

## 従前

第十条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（中略）を保存する場合は、この限りでない。

## 令和3年度の改正事項

第七条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

## 改正留意事項

令和4年1月1日以降の電子取引データを紙出力により保存することは不可

⇒電帳法の要件に従ったデータ保存が必要

**メール・インターネット、WEB発行請求書、紙出力でないFAX等で請求書等を受信することも電子取引に該当するので、保存要件を満たさないことによって、税務調査時に適正に書類が保存されていないと判断された場合には、青色申告の取消等の恐れもあるため注意が必要**

タイムスタンプの付与期限を緩和

⇒電子取引データを保存する場合の措置の一つであるタイムスタンプの付与期限

「遅滞なく」を「約2カ月以内」とする

検索項目の緩和

①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②ダウンロードにより検索可能な場合は検索機能は不要

## 電子取引データの保存義務【電子取引に係る電磁的記録の保存要件】

法10条に規定する保存義務者は、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、

- ①保存すべき場所に、
- ②保存すべきこととなる 期間、
- ③規則第8条第1項第1号(タイムスタンプ・保存担当者情報)又は第2号(訂正削除防止の規程)の措置を行い、
- ④法第3条第1項第4号(見読性)及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号イ(電子計算機処理システムの概要等)及び第5号(検索機能の確保)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電帳法施行規則第8条第1項)

①保存場所	データの送信側の納税地 及び データの受信側の納税地 納税地で出力できればクラウドでもOK
②保存期間	7年間(法人税施行規則第59条)
③措置	以下のいずれかの措置を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①送信者側のタイムスタンプ付データを送信・受信者側は検証機能</li> <li>②取引情報の授受後、タイムスタンプを付与・保存担当者情報を確認できるよう措置 →タイムスタンプの付与期限は約2か月以内</li> <li>③訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存</li> <li>④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用 <b>メールなどタイムスタンプを押せないデータもあり、社内規定で適正保存を担保する</b></li> </ul>
④保存要件	関係書類の備付け : システムの概要・操作マニュアル等を備え付けること 見読性の確保 : 整然とした形式で明瞭に出力できること 検索機能の確保項目 : 日付・金額・取引先 日付 金額範囲指定 2以上の項目 による条件設定ができること

# 電子取引の範囲(電帳法 法2条第5号)

(電子取引の範囲)

2-2 法第2条第5号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆるEDI取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明)より引用

通信環境が多様化しているが、すべてのものが含まれる。(1)(2)(3)(4)は、あくまでも例示に過ぎない

## 課題

これらのデータを扱っているのは、経理部門ではない。営業、製造、購買など。電子取引データの保存を、どのように徹底するか。

令和5年10月1日から始まる、適格請求書保存方式でも、同じ問題が発生する

## 電子取引の例示と原本保管（注意）

問4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

【回答】(1)～(7)のいずれも「電子取引」(法25)に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報(請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報)に係るデータを保存しなければなりません(令和3年度の税制改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていましたが、改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類(国税関係書類以外の書類)として取り扱わないこととされました。

**ホ 取引慣行や社内のルール等により、データとは別に書面の請求書や領収書等を原本として受領している場合は、その原本(書面)も保存する必要があります。**

**「最終的に紙資料が来るので、電子取引ではない」とはならないようです。**

## 従業員が立替払いをした場合

問8 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当するとした場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

【回答】従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に保存しておきつつ、会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でその保存状況を管理しておくことも認められます。なお、この場合においても、規則第4条第1項各号に掲げる措置を行うとともに、税務調査の際には、その従業員が保存する電磁的記録について、税務職員の求めに応じて提出する等の対応ができるような体制を整えておく必要があります。電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるように管理しておく必要があります

ネット取引のポイントが稼げるからということで、役員が立替払いをしていた時、ポイントの取り扱いは・・・

## 請求書等保存ソフトを持っていない

問12 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書 ⇒

「20221031\_(株)国税商事\_110,000」

2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3 個人事業者用の規程を作成し備え付ける。

※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

※ 判定期間に係る基準期間(通常は2年前です。)の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要です。

## ファクシミリの取り扱い

(ファクシミリの取扱いについて)

7-8 ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第2条第5号に規定する電子取引に該当することから、規則第4条に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。

# 電子取引データ(EDIほか:電帳法2条6号)の厳格な保存

## 従前

第十条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（中略）を保存する場合は、この限りでない。

## 令和3年度の改正事項

第七条 所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

## 改正留意事項

令和4年1月1日以降の電子取引データを紙出力により保存することは不可

⇒電帳法の要件に従ったデータ保存が必要

**メール・インターネット、WEB発行請求書、ペーパーレス化されたFAX等で請求書等を受信することも電子取引に該当する**ので、保存要件を満たさないことによって、税務調査時に適正に書類が保存されていないと判断された場合には、青色申告の取消等の恐れもあるため注意が必要

タイムスタンプの付与期限を緩和

⇒電子取引データを保存する場合の措置の一つであるタイムスタンプの付与期限

「遅滞なく」を「約2カ月以内」とする

検索項目の緩和

①「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」の3項目に限定

②調査時に電子取引データをダウンロードすることを認める場合は検索機能は不要

## 電子取引データの保存義務【電子取引に係る電磁的記録の保存要件】

法10条に規定する保存義務者は、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を、

- ①保存すべき場所に、
- ②保存すべきこととなる 期間、
- ③規則第8条第1項第1号(タイムスタンプ・保存担当者情報)又は第2号(訂正削除防止の規程)の措置を行い、
- ④法第3条第1項第4号(見読性)及び第5項第5号において準用する同条第1項第3号イ(電子計算機処理システムの概要等)及び第5号(検索機能の確保)に掲げる要件に従って保存しなければならない。(電帳法施行規則第8条第1項)

①保存場所	データの送信側の納税地 及び データの受信側の納税地 納税地で出力できればクラウドでもOK
②保存期間	7年間(法人税施行規則第59条)
③措置	以下のいずれかの措置を行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①送信者側のタイムスタンプ付データを送信・受信者側は検証機能</li> <li>②取引情報の授受後、タイムスタンプを付与・保存担当者情報を確認できるよう措置 →タイムスタンプの付与期限は約2か月以内</li> <li>③訂正削除できない(又は訂正削除履歴が保存)システムでデータを授受及び保存</li> <li>④正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用 <b>メールなどタイムスタンプを押せないデータもあり、社内規定で適正保存を担保する</b></li> </ul>
④保存要件	関係書類の備付け : システムの概要・操作マニュアル等を備え付けること 見読性の確保 : 整然とした形式で明瞭に出力できること 検索機能の確保項目 : 日付・金額・取引先 日付 金額範囲指定 2以上の項目 による条件設定ができること

## 検索要件のまとめ(規模別要件)

検索要件	売上高1000万円以下の事業者	ダウンロード要求に応じる保存義務者	それ以外の保存義務者
取引年月日、勘定科目、取引金額 その他の帳簿の種類により主要な記録項目により検索できること	不要	日付、金額、取引先に限定	
日付または金額の範囲指定で検索できること	不要	不要	○
二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	不要	不要	○

売上高の判定期間は、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる保存義務者

PDFファイルを受けとったときも、検索要件を満たす必要があります

例えば、ファイル名に、日付\_金額\_取引先.PDFとして保存するか

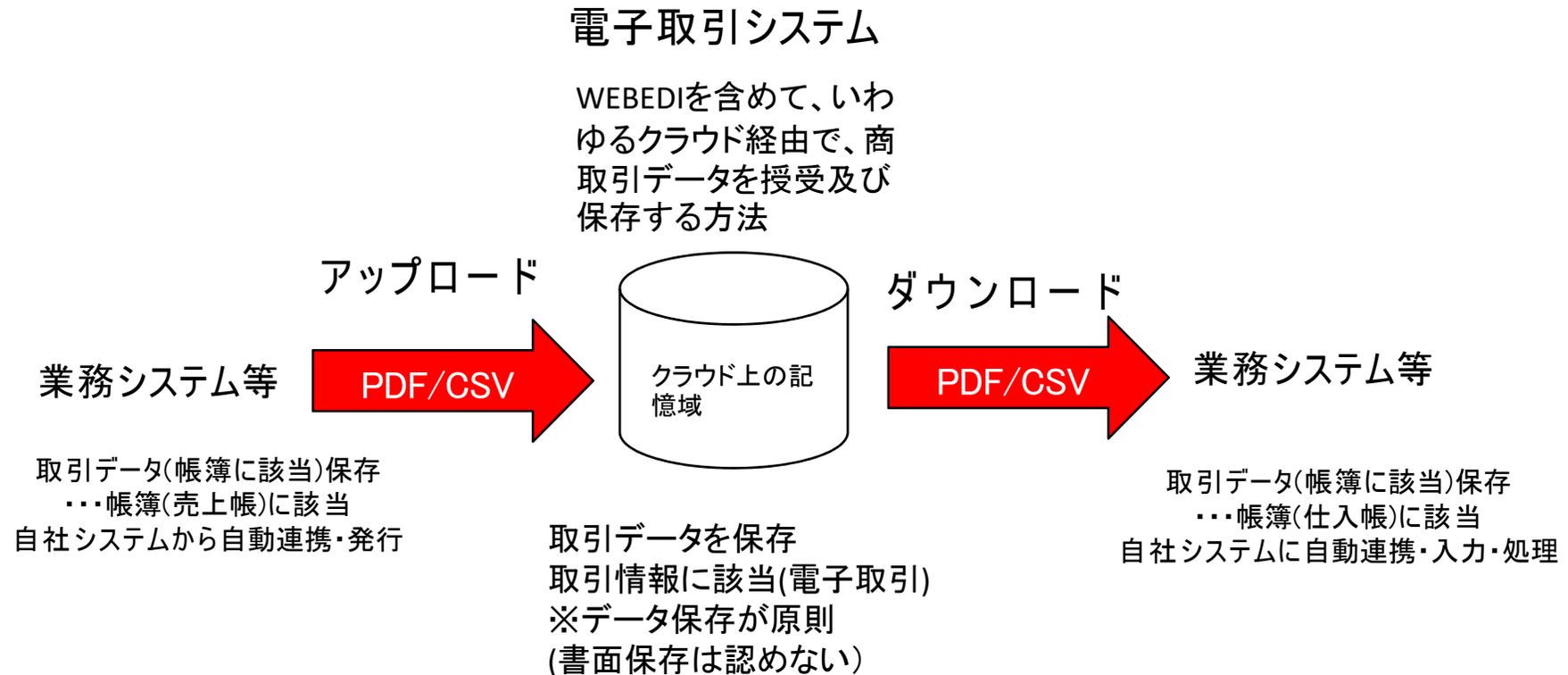
エクセルシートに。PDF管理簿を作り以下のように管理する

日付	金額	取引先名	PDFファイル名	文書種類
2022.1.0	520,000	国税太郎	Mendokusai.PDF	領収証

災害等で管理簿が滅失したときは、速やかに復元すること

# 電子取引データの保存義務【クラウドを活用した取引書類授受】

このイメージは③訂正削除履歴が保存されるシステムに該当する



措置要件(令和2年度改正により追加された)

3号次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。

イ 当該電磁的記録について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

## 令和3年度電子帳簿保存法の改正概要(5) 不正行為に対するペナルティ

要件が大幅に緩和されることで、多くの企業において電子データの保存の導入が進むことが想定される。

しかし、その際に注意しなければならないのが不正行為におけるペナルティである。

導入がしやすい要件になる代わりに不正抑止の担保処置として、重加算税の加重措置が課される。

電子データに記録された事項に関して隠蔽または偽装された事実に基づいて申告し、当該データの改ざんが把握された際は、通常課される重加算税の額に10%が加重される。そのため、不正や不備を防ぐ対策や措置がこれまで以上に重要になる。

## 法令の厳格な執行と罰則の強化

国税関係帳簿書類及び**電子取引データ**について、電帳法の要件に従った保存がされていない場合には、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない

- ・青色申告の承認の取り消し(法人税法第127条)
- ・連結納税の承認の取り消し(法人税法第4条の5)
- ・適格請求書等保存義務違反(消費税法)  
現行は電子データを印刷したものも可(やむを得ない理由で課税仕入れ可)  
…電子帳簿保存法の法令要件を順守した保存が必要

スキャナ保存及び**電子取引データ**の改ざん等により不正計算がされている場合の重加算税を10%加重に賦課・・・重加算税45%

- ・スキャナ保存を行う取引書類データを改ざんして損金計上
- ・電子取引データを改ざんして損金計上

…電子帳簿保存法の法令要件だけではなく適正処理を行う処理プロセスの構築が必要  
…電子化により業務効率を図りデータによるモニタリング機能を強化

社内規定で防御しないと、リスクが高すぎる

国は社内規定のサンプルを示している>全関与先に作成備え付けが必要

問41 電子取引等において、「災害その他やむを得ない事情」を証明した場合に保存要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、そのような事情があれば、電磁的記録の保存自体不要になるのでしょうか。

**【回答】**

保存義務が免除されるものではありませんので、電磁的記録の保存は必要になります。

**【解説】**

規則第4条第3項の規定は、災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件を満たさなくても保存ができることを規定したものであり、保存義務が免除されているものではありません。

したがって、(検索機能の確保等の要件を満たせなくても)最低限、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しておく必要があり、当該電磁的記録を完全に消失してしまっている場合については、保存すべき電磁的記録の保存がないこととなります。

なお、電磁的記録については、災害等によりデータを保存していたパソコン本体が棄損した場合等、紙に比べてその確認が困難となる場面も多く想定されることから、納税者の責めに帰すべき事由がないときには、単に電磁的記録が存在しないことのみをもって、義務違反を問うことはありませんが、仮に当該電磁的記録が消失してしまった場合であっても、可能な範囲で合理的な方法(取引の相手先や金融機関等へ取引内容を照会するなど)により保存すべき取引情報を復元していただきたいと考えています。

保存されていないので、青申等は取り消すことができると読むべきでしょうね

問 38 自社で使用する電子取引用のソフト等について、電子帳簿保存法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか。

**【回答】**

まずは当該ソフトウェアの取扱説明書等で電子帳簿保存法の要件を満たしているか確認してください。また、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「JIIMA」といいます。）において、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス（以下「ソフトウェア等」といいます。）を対象に、電子帳簿保存法における要件適合性の確認（認証）を行っており、JIIMAが確認（認証）したソフトウェア等については、そちらでも確認することができます。

**【解説】**

従前は、使用する電子取引用のソフト等が電子帳簿保存法の要件に適合しているかについて、商品の表示等のみ頼っている状況でした。こうした状況を踏まえ、保存義務者の予見可能性を向上させる観点から、JIIMAがソフトウェア等の法的要件認証制度を開始しました。

なお、電子帳簿保存法の保存等の要件には、事務手続関係書類の備付けに関する事項等、機能に関する事項以外の要件もあり、それらを含め全ての要件を満たす必要がありますので注意してください。

メール、複合機のFAX、PDFプログラムは、電子取引用ソフト等に含まれるように読めるが、JIIMAが認証しないと使えないということか。自社開発ソフトは、JIIMA認証をとらないと使用できないということか。

⇒ 取り扱い説明書を整備してください

# 個人事業者用

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

### (訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

### (訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存するとことをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(法人の例)

## 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

### 第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■(クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四 . . . . .

*記載に当たっては子の範囲を具体的に記載してください*

電子メール  
アマゾンの請求書  
モノタロウの請求書……

## 適格請求書等(令和5年10月1日より交付する必要がある)

適格請求書発行事業者登録から始まる

令和3年10月1日より受付開始(10月中で10万3千件の登録)

消費税法で罰金刑を受けた事業者は、登録できない

何をインボイスとするかは、自社で決めること(最重要課題)

事務の手間、税額にも影響が出る、電子インボイスもある

財務省資料

何をインボイスとするか①

何をインボイスとするか②

何をインボイスとするか③

# 何をインボイスとするか①

## ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				RO. 7. 5 No.A
○	○株式会社 御中				
保存義務					
買手: ○ 売手: ○					
	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号: T1234...				■株式会社

※は軽減税率対象品目

インボイス	納品書				RO. 7. 20 No.B
○	○株式会社 御中				
保存義務					
買手: ○ 売手: ○					
	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
	8%対象合計	70	8%	5	75
	10%対象合計	46	10%	4	50
	登録番号: T1234...				■株式会社

※は軽減税率対象品目

インボイス	請求書				RO. 7. 31
×	○株式会社 御中				
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。				
買手: × 売手: ×					
	請求金額	:	250	(税込金額)	
	■株式会社				

## ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書				RO. 7. 5 No.A
×	○株式会社 御中				
保存義務					
買手: × 売手: ×					
	品名	税抜金額			
	かんづめa1	35			
	かんづめa2	35			
	発泡酒	46			
	合計	116			
	■株式会社				

インボイス	納品書				RO. 7. 20 No.B
×	○株式会社 御中				
保存義務					
買手: × 売手: ×					
	品名	税抜金額			
	かんづめa1	35			
	かんづめa2	35			
	発泡酒	46			
	合計	116			
	■株式会社				

インボイス	請求書				RO. 7. 31
○	○株式会社 御中				
保存義務	(納品日) 7月5日	(品名) かんづめa1※	(税抜金額) 35		
買手: ○ 売手: ○	※は軽減税率対象品目				
		税率	消費税額	税込金額	
	8%対象合計	140	8%	11	151
	10%対象合計	92	10%	9	101
		請求金額	252		
	登録番号: T1234...				■株式会社

(注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

## 何をインボイスとするか②

### ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

#### ①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス	納品書				
○ (※)	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
買手: ○	8%対象合計	70	8%	5	75
売手: ○	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目		■株式会社		

1インボイスにつき、  
税事ごと端数処理1回

インボイス	納品書				
○ (※)	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額
買手: ○	8%対象合計	70	8%	5	75
売手: ○	10%対象合計	46	10%	4	50
	※は軽減税率対象品目		■株式会社		

1インボイスにつき、  
税事ごと端数処理1回

インボイス	請求書				
○ (※)	○株式会社 御中		RO. 7. 31		
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振込みください。				
	請求金額	250	(税込金額)		
買手: ○	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B				
売手: ○	登録番号: T1234... ■株式会社				

※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする

(注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

#### ②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

インボイス	納品書				
○ (※)	○株式会社 御中		RO. 7. 5 No.A		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめa1※	35			
	かんづめa2※	35			
	発泡酒	46			
	合計	116			
	※は軽減税率対象品目		■株式会社		

インボイス	納品書				
○ (※)	○株式会社 御中		RO. 7. 20 No.B		
保存義務	品名	税抜金額			
	かんづめb1※	35			
	かんづめb2※	35			
	発泡酒	46			
	合計	116			
	※は軽減税率対象品目		■株式会社		

インボイス	請求書				
○ (※)	○株式会社 御中		RO. 7. 31		
保存義務	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振込みください。				
	請求金額	252	(税込金額)		
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額	
買手: ○	8%対象合計	140	8%	11	151
売手: ○	10%対象合計	92	10%	9	101
	(内訳) 納品書No.A、納品書No.B		登録番号: T1234... ■株式会社		

1インボイスにつき、  
税事ごと端数処理1回

どれかが欠落すると、仕入税額控除はできない。すすめられる方法ではない

(財務省資料)

## 何をインボイスとするか③

### ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

③月次請求書において納品書単位で端数処理する  
※月次請求書に合計消費税額の記載なし

インボイスに記載された消費税額は、請求書: 18円

インボイス ○(※) 保存義務 買手: ○ 売手: ○	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○株式会社 御中</td> <td style="text-align: center;">納品書</td> <td style="text-align: right;">RO. 7. 5 NoA</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 40%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめa1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>かんづめa2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: small;">                 ※は軽減税率対象品目 <span style="float: right;">■株式会社</span> </td> </tr> </table>	○株式会社 御中	納品書	RO. 7. 5 NoA	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 40%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめa1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>かんづめa2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> </tbody> </table>			品名	税抜金額	かんづめa1※	35	かんづめa2※	35	発泡酒	46	合計	116	※は軽減税率対象品目 <span style="float: right;">■株式会社</span>		
○株式会社 御中	納品書	RO. 7. 5 NoA																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 40%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめa1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>かんづめa2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> </tbody> </table>			品名	税抜金額	かんづめa1※	35	かんづめa2※	35	発泡酒	46	合計	116								
品名	税抜金額																			
かんづめa1※	35																			
かんづめa2※	35																			
発泡酒	46																			
合計	116																			
※は軽減税率対象品目 <span style="float: right;">■株式会社</span>																				

インボイス ○(※) 保存義務 買手: ○ 売手: ○	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○株式会社 御中</td> <td style="text-align: center;">納品書</td> <td style="text-align: right;">RO. 7. 20 NoB</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 40%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめb1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>かんづめb2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: small;">                 ※は軽減税率対象品目 <span style="float: right;">■株式会社</span> </td> </tr> </table>	○株式会社 御中	納品書	RO. 7. 20 NoB	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 40%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめb1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>かんづめb2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> </tbody> </table>			品名	税抜金額	かんづめb1※	35	かんづめb2※	35	発泡酒	46	合計	116	※は軽減税率対象品目 <span style="float: right;">■株式会社</span>		
○株式会社 御中	納品書	RO. 7. 20 NoB																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 40%;">税抜金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんづめb1※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>かんづめb2※</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> <tr> <td>発泡酒</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">116</td> </tr> </tbody> </table>			品名	税抜金額	かんづめb1※	35	かんづめb2※	35	発泡酒	46	合計	116								
品名	税抜金額																			
かんづめb1※	35																			
かんづめb2※	35																			
発泡酒	46																			
合計	116																			
※は軽減税率対象品目 <span style="float: right;">■株式会社</span>																				

インボイス ○(※) 保存義務 買手: ○ 売手: ○	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○株式会社 御中</td> <td style="text-align: center;">請求書</td> <td style="text-align: right;">RO. 7. 31</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: small;">                 今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。             </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">                 請求金額 : 250 (税込金額)             </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">納品日</th> <th style="width: 15%;">納品書</th> <th style="width: 20%;">税抜金額(合計)</th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 10%;">消費税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月5日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">NoA</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月20日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">NoB</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: small;">                 登録番号: T1234... <span style="float: right;">■株式会社</span> </td> </tr> </table>	○株式会社 御中	請求書	RO. 7. 31	今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。			請求金額 : 250 (税込金額)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">納品日</th> <th style="width: 15%;">納品書</th> <th style="width: 20%;">税抜金額(合計)</th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 10%;">消費税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月5日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">NoA</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月20日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">NoB</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> </tbody> </table>			納品日	納品書	税抜金額(合計)	税率	消費税額	7月5日	NoA	70	8%	5	46	10%	4	7月20日	NoB	70	8%	5	46	10%	4	登録番号: T1234... <span style="float: right;">■株式会社</span>		
○株式会社 御中	請求書	RO. 7. 31																																			
今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。																																					
請求金額 : 250 (税込金額)																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">納品日</th> <th style="width: 15%;">納品書</th> <th style="width: 20%;">税抜金額(合計)</th> <th style="width: 10%;">税率</th> <th style="width: 10%;">消費税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月5日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">NoA</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">7月20日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">NoB</td> <td style="text-align: right;">70</td> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">46</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> </tbody> </table>			納品日	納品書	税抜金額(合計)	税率	消費税額	7月5日	NoA	70	8%	5	46	10%	4	7月20日	NoB	70	8%	5	46	10%	4														
納品日	納品書	税抜金額(合計)	税率	消費税額																																	
7月5日	NoA	70	8%	5																																	
		46	10%	4																																	
7月20日	NoB	70	8%	5																																	
		46	10%	4																																	
登録番号: T1234... <span style="float: right;">■株式会社</span>																																					

1インボイスにつき、税率ごと端数処理1回

(注) 各書類中、太文字(ゴシック体)がインボイス「記載事項」を示す。

## 「請求書等」の範囲について

○消費税の仕入税額控除の適用のため保存が必要な「請求書等」（主なもの）

区分記載請求書等保存方式(現状)

- 区分記載請求書
- 仕入明細書

インボイス制度(2023年10月より)

- インボイス等（インボイス、簡易インボイス）
- 仕入明細書
- インボイス等、仕入明細書に係る電磁的記録

インボイス制度においては、「請求書等」の中に「電磁的記録」が含まれる

## 「請求書等」に電磁的記録が含まれることでの対応の変化

○取引の相手方(仕入先)から請求に係る電磁的記録のみの提供を受けた場合

### 区分記載請求書等保存方式(現状)

- 「請求書(紙)の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある」として、帳簿に一定の記載をすることで仕入税額控除適用可能  
(=請求に係る電磁的記録の保存は不要)

### インボイス制度(2023年10月より)

- 提供を受けた電磁的記録(電子インボイス)を一定の要件を満たした方法  
(電子帳簿保存法に準じた方法(※))で保存することで仕入税額控除適用可能  
(=電子インボイスの保存は必要)

(※)

- (1) ①タイムスタンプを付す、  
②データの訂正削除の記録が残る等のシステムの利用、又は③売り手・買い手がデータ訂正等の防止に関する事務処理規定を設ける、
- (2) 操作説明書・見読可能 装置の備付け、
- (3) 検索性の確保を行う必要あり。

## 消費税税額計算(売上税額・仕入税額)の構造

売上税額（割戻計算と積上げ計算の併用可能、ただし仕入れは積上げ方式）

原則：割戻計算

仕入税額は、特例割戻計算

特徴：おおむね、売上税額は多めになる。仕入税額も多めになる

仕入税額は、原則積上げ計算

特徴：請求書等積上げ計算。 四捨五入にもよるが・・・

帳簿積上げ計算

両者の併用

特例：積上げ計算

仕入税額も積上げ計算

特徴：おおむね、売上税額は低めになる（取引件数が多い場合）

このため、仕入税額控除は四捨五入の関係で税額が低めになる積上げ計算しか認められない

仕入税額は、割戻計算と積上げ計算の併用はできない

データが電子化されていないと、有利不利は判定できない。

## この方式は、割戻計算しかできません

【請求書に不足する適格請求書の記載事項を納品書で補完する場合の記載例】

**請求書**

株〇〇御中                      XX年11月1日  
10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)
10%対象	66,000円(消費税6,000円)
8%対象	43,200円(消費税3,200円)

△△商事(株)  
登録番号 T1234567890123

記載事項④

記載事項⑤

記載事項①

納品No.0013      納品書

株〇〇御中                      △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。

納品No.0012      納品書

株〇〇御中                      △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。

納品No.0011      納品書

株〇〇御中                      △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。

XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

## この方法であれば、積上げ計算は可能です

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

**請求書**

株〇〇御中                      XX年11月1日

10月分(10/1~10/31)

109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	12,800円
No.0012	5,460円
No.0013	5,480円
⋮	⋮
合 計	109,200円

△△商事株  
登録番号 T1234567890123

納品No.0013      納品書

株〇〇御中                      △△商事株

---

納品No.0012      納品書

株〇〇御中                      △△商事株

---

納品No.0011      納品書

株〇〇御中                      △△商事株

下記の商品を納品いたします。

XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,300円
割り箸	1,100円
ビール	4,000円
合 計	12,800円
10%対象	5,100円(消費税464円)
8%対象	7,700円(消費税570円)

※印は軽減税率対象商品

(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。

例) 合計 109,200円(消費税8%:3,200円/10%:6,000円)

合計 109,200円(消費税9,200円) 等

「税率ごとに区分した消費税額等」  
※端数処理は納品書につき税率ごとに1回

適格請求書を集計して税額計算できますか(請求書積上げ計算)?  
帳簿記載がないと無理です(帳簿積上げ計算)

このような伝票の山に対して、鏡で対応できるとの见解だが



請求書の鑑もQ&Aによれば19頁の様式が必要なのか？

納品書は適格請求書になります

取引件数が多い、小売りやメーカーは積み上げ方式によるほうが有利  
今までも入力不可なら、適格請求書に代わってもできないのでは？

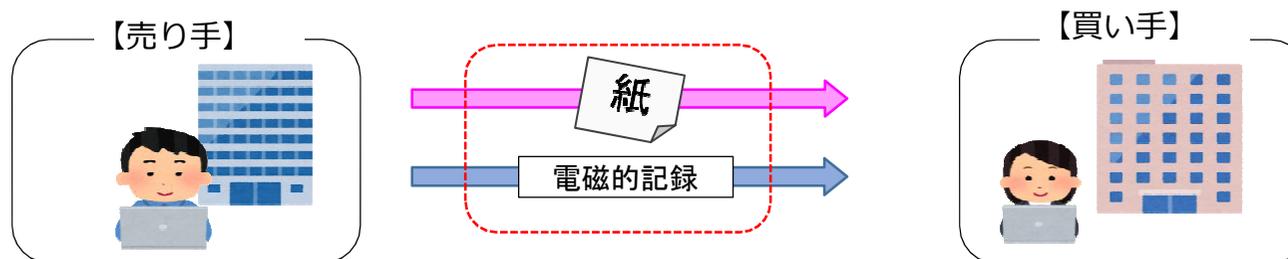
鏡での対応は割り戻し方式となります

## 電子インボイスと紙との関係※内閣官房IT総合戦略室作成資料等

Q. 取引先(仕入先)から交付を受けた「請求書」(紙)では、インボイスとしての記載事項のすべてが満たされていない。ただ、それとは別に提供を受けた「受注情報」(電磁的記録)も合わせれば、インボイスとしての記載事項を満たすことができる。その場合、「紙」と「電磁的記録」を合わせて保存することで、仕入税額控除の適用は可能か。

A. 請求書(紙)と受注情報データを紐付け、データについては電帳法が求める要件を満たし保存していれば、仕入税額控除の適用は可能です。

【イメージ】



Q. 取引先(仕入先)から電子インボイスの提供を受けた。しかしながら、法令が求める要件を満たしそれを保存することが困難である。その電子インボイスを「紙」に出力して保存していれば、仕入税額控除の適用は可能か。

A. 「書面出力」した「紙」を保存しておくことで仕入税額控除の適用は可能です。ただし令和3年度税制改正における電帳法改正により、所得税・法人税の観点からは、電子取引情報の「書面出力」による保存が認められなくなりました(令和4年1月1日より適用)。消費税の観点からは、引き続き、書面に出力されたものを保存することで仕入税額控除の適用は可能です。その際、出力された書面は整然とした形式・明瞭な状態である必要があります

(参考)電子帳簿保存法取扱通達

(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)

4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

## 電子インボイスの保存とは※内閣官房IT総合戦略室作成資料等

Q. 法令上、仕入税額控除の適用を受けるためには、取引先(仕入先)から「提供」される電子インボイスを保存しなければならないと規定されている。例えば、電子帳簿保存法に準じた方法により保存することが可能なクラウド上において、取引先との間で電子インボイスを共有・保存するような場合には、仕入税額控除の適用は可能か。

A. 「共有」であっても電子帳簿保存法上適切に保存されていれば仕入税額控除の適用に問題はありません。いずれにせよ、インボイス制度においては、インボイス(紙)、電子インボイスを問わず、交付・提供したもの・されたものを効率的に保存する方法を検討する必要があります

(参考)「事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が(中略)交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録(消費税法30条⑨二)」

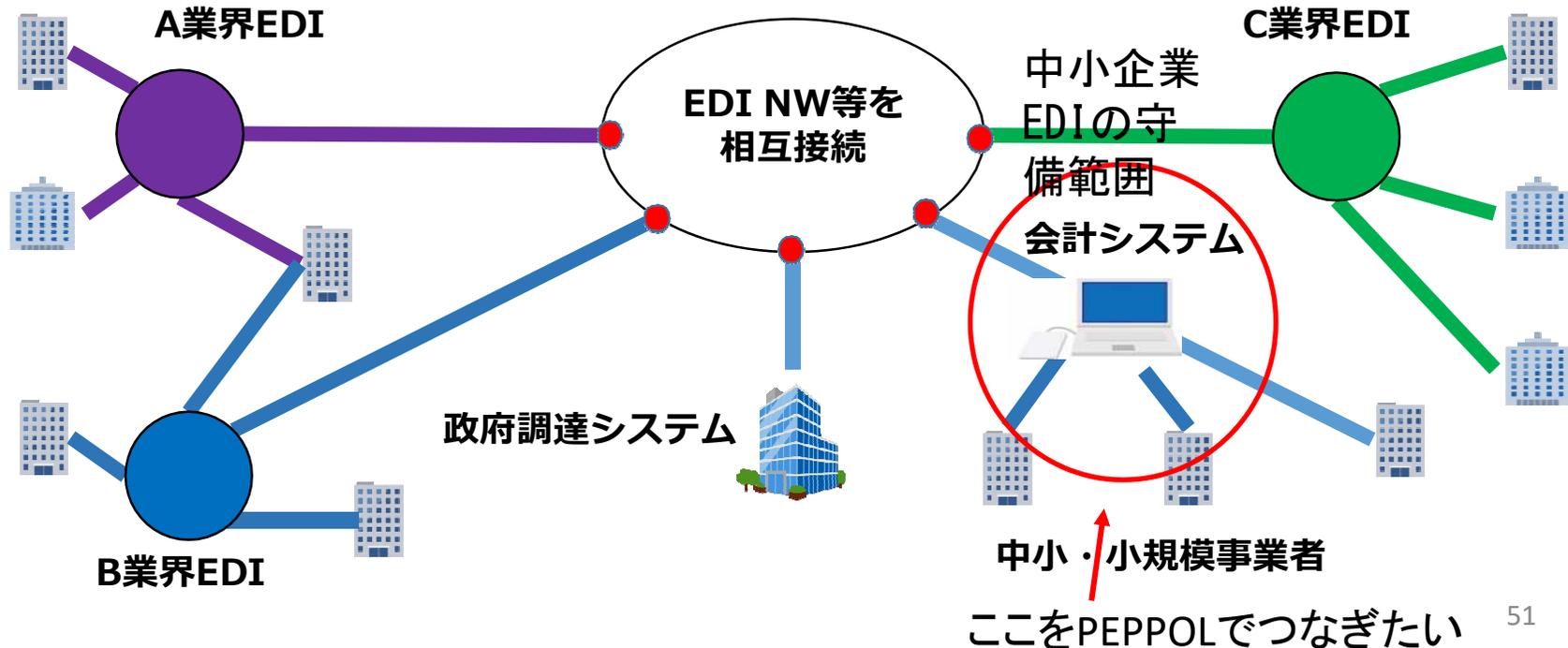


# PEPPOLの位置づけ

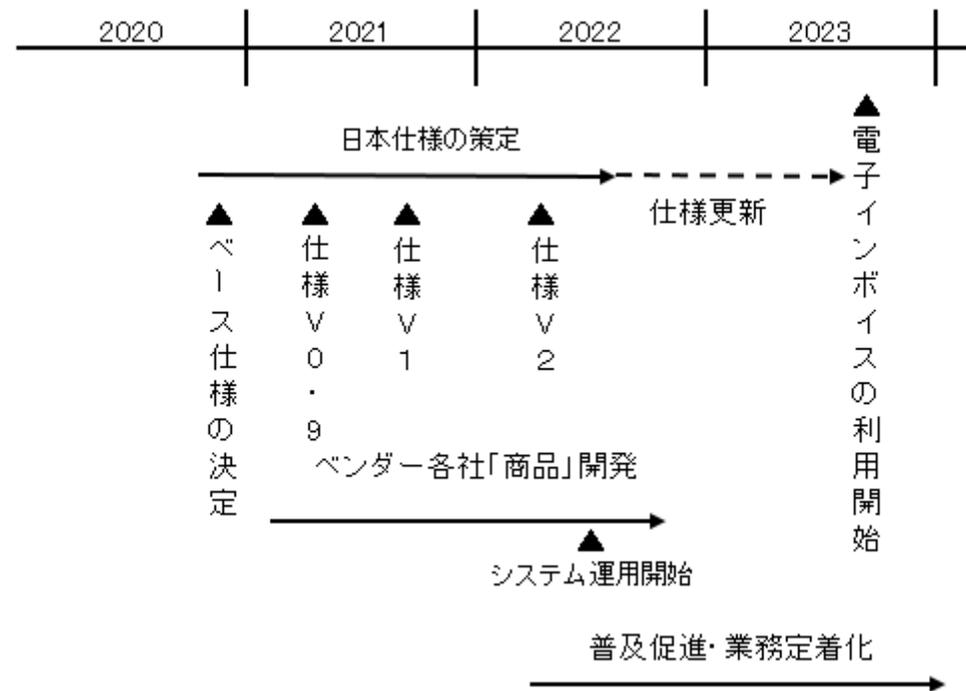
○ バックオフィス業務の効率化を実現する観点から、「電子インボイス」について、コスト面も含め、中小・小規模事業者から大企業まで幅広い事業者が共通的に使えるようなものとしその利活用を促進するため、国際的な規格に準拠する形で「標準仕様」の確立を目指す。

実現を目指すアーキテクチャ（イメージ）

## 請求に係るデータをやり取りする共通基盤ネットワーク

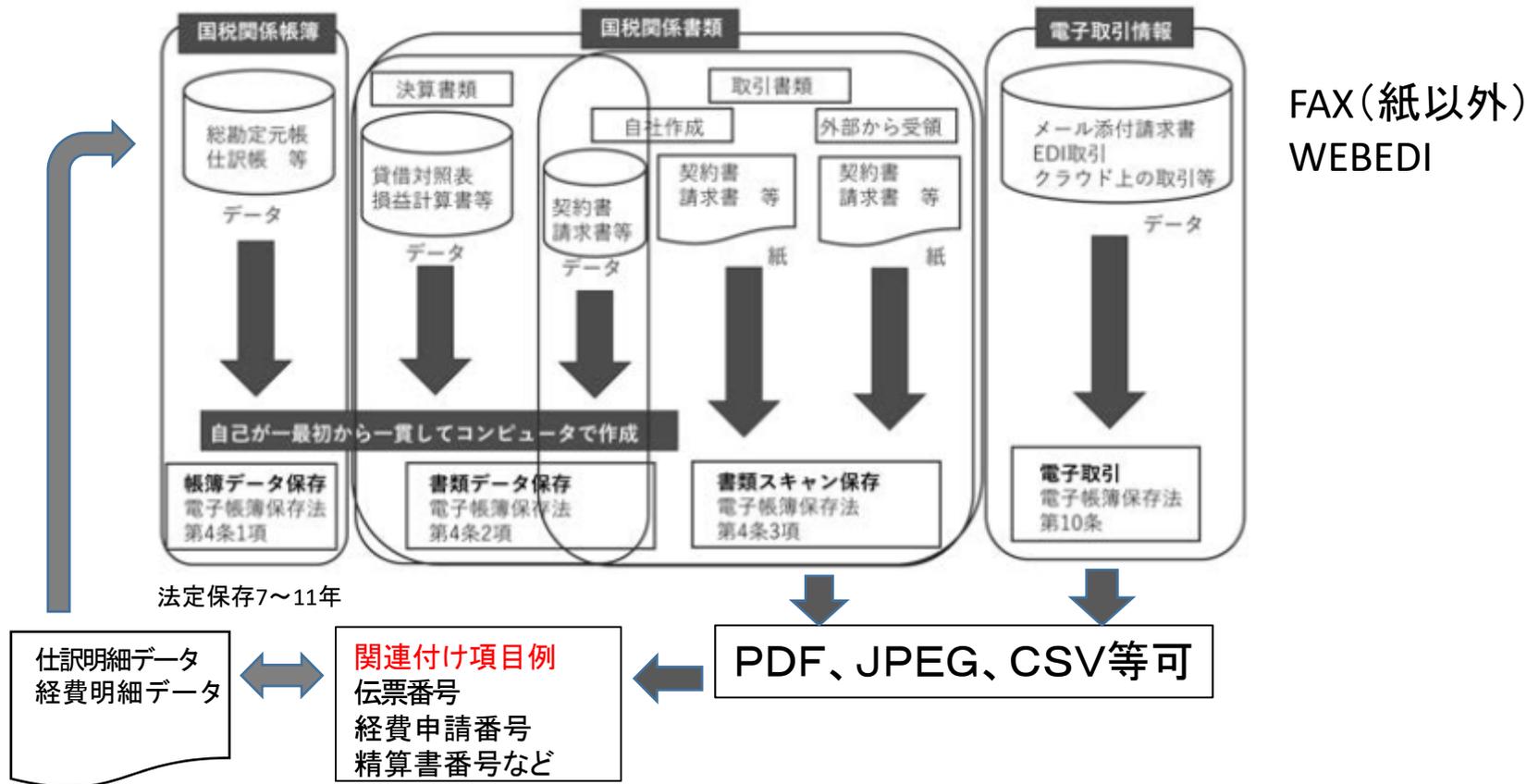


## PEPPOLという規格(EU)は、EUにおける政府調達用の規格



EIPAが想定する電子インボイス標準仕様の普及に向けたタイムライン  
内閣府IT総合戦略室「電子インボイスの係る取り組み状況について」令和2年12月19日  
に筆者が加筆修正して作成

# 電帳法のイメージするバックオフィス業務の流れとバックヤード業務の合理化



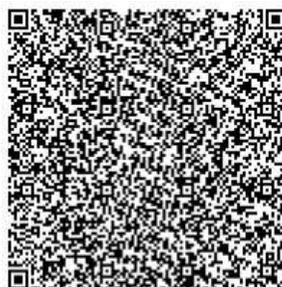
東京税理士会2021.6.1 情報通 より引用 加筆修正

# 適格請求書にQRコードを付ける実証実験をしています

CD	納品日付	受注番号	品名	数量	単位	単価	税率	区分	金額	摘要	請求日付
124	2021/6/1		BKJ51	20	箱	550000	10	0	11000000		2021/6/25
124	2021/6/7		BKJ77	20	箱	550000	10				
124	2021/6/14		BKJ88	6000	個	5400	8				
124	2021/6/20		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/10/4	448193	R複合機	1	台	10500	5				
125	2021/6/12		BKJ51	20	箱	550000	10				
125			BKJ77	20	箱	550000	10				
125	2021/6/22		BKJ88	6000	個	5400	8				
125	2021/6/28		BKJ100	2	台	22000000	10				
125	2021/6/28		SS-123456	1000	個	10.26	10				

## 請求書

納品日 受注番号	品名	数量	単位	単価	税率	金額	摘要	
2021/10/04 448193	R複合機	1	台	10,500	5.00	10,500		
2021/06/12	BKJ51	20	箱	550,000	10.00	11,000,000		
	BKJ77	20	箱	550,000	10.00	11,000,000		
2021/06/22	BKJ98	6,000	個	5,400	8.00 *	32,400,000		
2021/06/28	BKJ100	2	台	22,000,000	10.00	44,000,000		
2021/06/28	SS-1234567890	1,000	個	10.26	10.00	11,286		
合 計						98,421,786		
税率別集計 (総額表示)						5.00 *8.00 10.00	10,500 32,400,000 66,011,286	500 2,400,000 6,001,026



エクセルで作成した売上データを利用して、QRコード付き適格請求書を作成するアプリを作成し、実証実験を始めています

エクセルからQR付請求書作成  
QR請求書から仕入帳作成

2個のアプリを、近くSCCC協議会のHPから無償配布を始める予定です

取引銀行 三菱UFJ銀行 本店営業部 当座預金 9999999  
三井住友銀行 ○○支店 普通預金 9999999

このQRコードをSCCCリアルタイム協議会が無償で配布しているQR付き適格請求書読み取りソフトを利用すれば、消費税法に適合したエクセル仕入台帳を自動作成できます。帳簿への書き写しの手間を大幅に圧縮できます

## QRコードをスマホで読み込むか、WEBカメラ、QRリーダーで読み込み仕入台帳作ります

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
1	請求No	課税事業者No	仕入先名	請求日付	税込F	LC	品名	数量	単位	単価	税率	税識別	金額
2	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	1	R複合機	1	台	10500	5	0	10500
3	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	2	BKJ51	20	箱	550000	10	0	1100000
4	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	3	BKJ77	20	箱	550000	10	0	1100000
5	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	4	BKJ88	6000	個	5400	8	1	324000
6	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	5	BKJ100	2	台	22000000	10	0	4400000
7	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30	1	6	SS-1234567890	1000	個	10.26	10	0	11260
8	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		91	課税合計(単価に課税対象額)			10500	5	0	500
9	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		92	課税合計(単価に課税対象額)			32400000	8	1	2400000
10	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		93	課税合計(単価に課税対象額)			66011286	10	0	60011286
11	2021060013	T987654321012	株式会社SCCC	2021/06/30		99	課税額消費税合計			98421786			84011286

クラウドの使用料も、通信回線負担も、特殊なアプリもいらず、消費税法に対応する帳簿作成が簡単にできます。従来通りの紙の適格請求書で実現できます。

ご清聴ありがとうございました



## 発表者経歴(岸田賢次)

東海高等学校卒  
慶應義塾大学大学院博士課程修了  
名古屋学院大学名誉教授  
名古屋税理士会 規律委員会委員ほか多数  
旧名古屋税務研究所副部長  
元名古屋東法人会理事  
公益社団法人私立大学情報教育協会会計学教育FD/ITC活用研究委員会委員長  
名古屋東間税会理事  
中部イノベーションパートナーシップ協議会議長(中部経済産業局)  
中小規模企業の経営基盤強化のためのEDI・基幹業務システムサービスの提供可能性調査委員長(中部経済産業局)  
平成23年度次世代高信頼・省エネ型IT基盤技術開発・実証事業委員長  
中部地域クラウド利活用調査委員会委員長  
中小企業向けクラウド型EDIの普及に向けた自立型ビジネスモデルの構築事業委員長  
中部IT経営力大賞審査委員長  
一般社団法人SCCCリアルタイム経営推進協議会 理事  
元NPO CCC-TIES理事  
元名古屋家事調停協会理事  
元愛知県家事調停連合会理事  
論文「企業倒産の予測可能性ードナルドソン・アプローチからの展開ー」ほか多数  
発表“E-Lectures Support System –Nagoya Gakuin University”, Loyola College in Maryland,1999.11.7 ほか多数  
TIESネット授業の実施(To札幌学院大学):科目名:会計情報システム 2011.5-2011.8 ほか多数

東海財務局・中部経済産業局認定経営革新支援機関  
ファイナンシャルプランナー(AFP)  
ITコーディネータ  
税理士  
岸田賢次税理士事務所所長